

第4回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事録

- 日 時 平成23年12月13日（木）午後4時30分～午後5時00分
- 場 所 ドーンセンター4階 中会議室
- 出席者（五十音順） 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

（司会）

ただ今から、第4回大阪府青少年育成審議会第4部会を始めさせていただきます。委員全員ご出席ですので、会議は成立しております。それではよろしく申し上げます。

（部会長）

これまでの意見をまとめ、前回会議から連絡もとらせてもらい、第4部会の報告書(案)をとりまとめた。この案について説明させていただきたい。内容は非常に濃いので、概要としてまとめた一枚もので説明させていただく。適宜この報告書案と照らし合わせていただきたい。

概要の一枚ものに従いましてこれまで討議した内容をもう一度振り返っていきなうと思うが、問題点に大阪府の性犯罪被害の状況が書いてある。そして、現在の対応ということで、法務省、諸外国、警察庁等の現状が示されている。これらを受けて大阪府としては性犯罪対策についてどのような対策、どうすればいいのかという形をこの部会では論議した次第。

まず、この報告書の一番根幹となる重要な部分であるが、大阪府の性犯罪対策については、「性犯罪の被害に遭わないようにする」、そして「性犯罪者を作らない社会を実現していく」というのが大きな柱である。この大きな柱を軸にして、部会で検討したということになる。

これをベースに、各委員の先生からいただいた意見をまとめたものがこの内容。

まずはじめに、「大阪の性犯罪被害の状況等」であるが、そもそも大阪府での平成22年中の強姦認知件数が、119件、強制わいせつが1,078件という状況になっている。そして18歳未満に対するものが強姦34件約30%、強制わいせつが440件の約40%というのが、この18歳未満の方が被害に遭っているという現状である。

当然のことながら、暗数、つまり認知されていない犯罪の件数もあるので、現時点で把握している数というのは決して少ない数ではないという認識があるというのが一つ。

また16歳未満への声かけ等は、これまで性犯罪を行った人達に対する聞き取り調査からも明らかなように、いわゆる性犯罪に結びつくきっかけ、若しくは取っ掛かり、そういった兆候として、声かけ事案というものがあるということが、これまでの審議の中で明らかになってきた。

まず、現在ではどのような対策が講じられているのか。

法務省は、刑期中の話になる訳ですが、認知行動療法を基礎として性的な目的によって行われた性犯罪者への処遇プログラムというのが平成18年度から実施されている。問題なのは刑期中の者に対してのみ行われているということ。それに対して諸外国、とくに他の先進国がどのような取組みをやっているのかを見ていきますと、矯正施設から司法機関の手を離れるまでの期間の対策は、長期の観察期間、そして観察期間の延長、電子装着装置の活用などなど、つまりこれはGPSですが、それから性犯罪者の情報の公開、一方では性犯罪者の生活環境の指導や改善体制をある意味、医療体制をしっかりと整えて多面的に行っているというのが先進諸外国の対策というか取組みであろうと思います。

それに比べましても、我が国日本の対策というのは、まだまだ追いついていないという

のが現状だと考えたところであり、このような状況に対しまして警察も、平成 17 年 6 月から、13 歳未満の子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対して所在確認を行うなどの再犯防止の措置を行っているという現状である。

本年 4 月からは、必要に応じて対象者の同意を得たうえで面接・面談を行っており、その結果、大阪においては、この面接・面談を行った約 85%がこの制度に肯定的である。そして彼らの話では、「話相手になり、社会復帰を支援してくれるのは非常にありがたい」等の声が寄せられているというのが現状でありました。

では大阪府では性犯罪対策ということに関してどのように対応していくべきかというのが、この部会の重要なポイントになる訳ですが、先ほどから繰り返して言いますが、「性犯罪の被害に遭わない」そして「性犯罪者を作らない」そういった社会を作るということ、これを全国に発信していくような、しっかりとしたものを作っていきたいと思いますというのがこの部会の共通意見であった。この理念に基づきましてこの対応すべき具体的内容について、3つの大きな柱を設けた訳です。

一番目、広報啓発活動等の対応といったものをあげております。これは健全な社会生活を府民に対して予防の観点から広報啓発活動を行いたいという観点。二番目は、現行法上の犯罪行為に至らない程度の行為への対応ということで、保護者、或いは地域に住む子ども達に対して不安を与える行為があった場合について、その不安を与える行為に対して何らかの規制が必要だということ。そして最後、刑期満了者に対する社会復帰をはじめとした未然防止のための活動を行うということで、刑期満了者に対する対応を府独自の社会復帰支援策、その効率といったものを考えていきたいと思いますということになります。

まず、広報啓発等の対応ということで、子どもの安全対策につきましては、これまでも、様々なところで交通安全、それから非行防止、福祉、防災等の観点から行っている訳なんです。特に、子どもに対する性犯罪につきましては、地域の防犯活動だけではなかなか覆い切れないといった問題がある。このことに関しまして社会の意識の醸成が必要であろうという風に考えている。

社会全体で子どもを守るといふか、社会全体、行政、警察、教育機関、事業者、府民などで連携する幅広い社会全体で守るといった、意識を高めていきたいと思います。この特質、性質を十分に配慮し、広報啓発をしながら、社会全体で子どもを守るといったことが必要になってくる。全体的な子どもの安全対策を考えていきたいと思います、広報啓発活動をやっていきたいと思いますというのが一つの柱。

この柱を受けまして二番目、現行法上、犯罪行為に至らない程度の行為への対応ということで、どのように対応していくのかを検討した訳です。

特に社会を震撼させる事件という訳ではなく、事件に発展しないまでも、子どもに不安を与える、不審に感じるような情報が年間、小学生以下に対するもので年間 500 件通報されているという現状がある。

この 500 件という通報は、子どもそして子どもを持つ保護者の方々、そして地域社会にですね、大きな不安を与えている。従いまして規制の内容について見てみますと、保護する年齢は、自ら危険を回避する防衛能力が低いと考えられる 13 歳未満とすることが妥当ではないかということです。

条例化にあたっては対象となる行為を具体的に明示することが重要だ、まあ声かけ事案だけでなくこれらの言動、ことさらに子どもに接近する行為や自己の支配下に置こうとする行為等など、様々な行為がある。

このような行為に関しても、不安を与えたとらえた。そして、この行為の常習者は子どもに対し、犯罪を犯す危険性が非常に高いのではと考え、処罰の対象と考えるという点

にあると思います。

さらに、そもそも犯罪行為に極めて近い威迫行為に対しても刑罰を含めた規制、これは重大犯罪、重大事件の被害者になるということを前提にして、防止する意味で、そして行為者に対して警鐘をあたえるということで、この性犯罪の未然防止に資する行為ということで、判断しこういった行為に対しても規制するということがございます。

最後、禁止行為違反者を発見した場合は、子どもが一体どういった行為をされたのかといったことをなかなか認識できないといった場合もある。この禁止行為を発見した場合は地域住民、保護者等などのその子どもを守るという意識高揚を観点から積極的な通報を行う、そして何らかの対策を講じていきたいと思いますというのが観点。規制の内容につきましては、概ねこのとおり。

三番目、今度は刑期満了者に対する対応である。

先ほど申し上げたとおり、法務省の取組みが実際のところ刑事施設の中での処遇であり、大阪府といたしましては、何らかの対応が必要と考えたところである。

刑期満了者に対する主な取組みとしては、更生保護施設が一部認められる程度であるということになる訳です。従って、一部である現状をもう少し大きくする、行政も介入する。

特に国の資料にもありますとおり「相談先が見つからないまま再犯に至っているものが多い」ということが記載されており、性犯罪の受刑者からも「再犯については何らかの不安を感じている。誰か、周りで支えてくれている人がいれば良い」といったアンケート結果もあるということが明らかとなった。このことを踏まえ、現在警察官の対応ということで見守り活動が行われている訳であるが、もう一歩進んだ対策、社会復帰支援員、仮称ではあるが、社会復帰支援員というものを設けて、例えば、臨床心理士、医師、民間の保護司、警察官等によるひとつのチームということになりますが、これら社会復帰支援員が彼らの、性犯罪を行って刑期を満了した者に対して社会復帰への相談、ないしは支援活動を行うといったところまで踏み込んで考えてみてはどうだと部会では検討したところ。

保護観察所等の関係機関と十分に連携を取りながら、この社会復帰支援員を実効性のあるものにする。この点は非常に重要であり、条例が施行し、相談方法等を確立し、研修などについてもしっかりと検討しながら、今後の新たな対策につなげていきたい。

一番問題になってくるのは、刑期満了者に対する対応で、居住地等を届けてもらう義務化の問題がある。

この届出制度の内容につきましては、届出者の限定、届出期間や届出情報を限定する等の対象者に過度な負担を負わせる必要のないように配慮する。そして対象者のプライバシーへの十分な配慮と届出情報の厳格な管理は、当然必要不可欠なことである。

届出者の限定は、強姦などの暴力的性犯罪に限ることにし、児童ポルノの製造の罪を加える。対象性犯罪の対象年齢については、子どもを守る視点から、児童福祉法、大阪府青少年健全育成条例等を参考に18歳未満とする。届出期間は5年間に限定することが適当である。届出情報は、居住地等、届出制度の運用に必要な不可欠な情報に限定すべき。

届出情報に関しては、大阪府を管理者として情報については社会復帰支援活動に限定し、厳格に運用する。届出制度の目的は、出所者の社会復帰支援が目的である、これが重要なところであるが、社会復帰が目的なので、届出義務の実効性を担保する手法としては刑罰ではなく、行政罰の秩序罰、行政処分とすべきである。この項目に関してこの第4部会では検討いたしました。

当然のことながら、このようなものを柱とした条例を制定した後は、その効果検証、効果測定も必要であるとなった訳である。

部会では様々な意見が出された訳だが、今回の提案する条例がまさにパーフェクトという訳ではない。この条例をしっかりと検証し、どの程度の効果があったのかということ

を検証を行いながら、必要に応じて新たな対策、支援ないしは修正を図っていく、そういった柔軟な対応もしていきたいと考えているところである。

そして、この一連の流れを受けて、最後、国への要望、当然のことながら、大阪府だけではなく、日本全国でこのような流れになることが望ましいと思われま

す。刑期満了者に対する対応に関しましては、本来、国が法制度として確立しそして実施すべきであります。このことに関して、できるだけ国に対して早期に対応して欲しい、そして国に先駆けて実施する大阪府の取組みを財政的な面も含めて支援していただきたいという、こういったことをですね要望しながら、同時進行的に踏まえていきたいというのがこの第4部会の意見でございます。

(委員)

この啓発活動というのと、効果検証というのは、どのようなことを考えておられるのか(部会長)

この部会の中で、確か広報啓発活動の具体的な内容まで協議できなかったが、従来、子どもの防犯に関して啓発活動が色々行われているので、啓発活動の様々な形態に応じてといった形でどうか。これまであまり表にでなかった数字等に関しても府民に対して明らかにしていくといったことか。

もう一点、効果検証についても、どのような尺度、どのような程度でやるのかというところが出てくるはず。確か部会の中では、このメンバーが何らかの形で、効果検証を行えるようなことをやっていこうという話が出たという記憶はあるが。

(委員)

一定期間で見直しをかけるということだが、何年で見直しをかけるべきなのか。

(部会長)

最初は一年後ということか。

(委員)

最初は1年間様子を見て、検証を行っていけばどうか。

その後は、もう少し様子を見て見直していけばどうか。

(委員)

中身については、今後検討をしていけばいいんじゃないですか。広報活動についても、効果検証を行えばいいのかと、広報啓発の効果検証は効果というものが見えないので難しいことだと思うが。

(委員)

短期間で効果は安定するかという問題もある。ある程度の期間を置かないと。

(委員)

ちなみに保護観察所は5年間でしたか。かなりの予算を使って年間数千万くらいを使ってモニタリングをするような感じになりますね。それだけで大変ですよ。そこまでできるかということですが。

(委員)

効果検証という場合は、社会復帰支援についてですよ。声かけについては、効果検証は馴染まないと思うが。

もうひとつは、声かけ規制と社会復帰支援をセットで条例化するという、つまり片方がだめならそれをやらず、片方だけするかということではないんですよ。連動はしているんだけど。

(委員)

ワンセットと思うが。

(事務局)

条例化につきましては、先生方から報告を頂いた内容を受け止め、子どもを性犯罪から守る条例という形で検討していくということになります。セットで検討していきたいと思っています。

(委員)

例えば、青少年健全育成条例の中に声かけ規制を入れることはありかと思うんですけど。例えば、議会などでの議論が白熱して、社会復帰の制度が時期尚早であるとなった場合、声かけ規制もだめになるということにならないか。

(事務局)

議会での審議になるので、最終的には議会の判断となるかと。

(事務局)

今回の趣旨目的は、大阪府としてのスタンスを含めて、よりわかりやすく府民に提案する観点に立てば、ひとつの方がいいのかなという議論は前の知事を含めまして、意見交換をした経緯があります。

ただ、固定的な判断はないと思っており、今のご意見の既存の条例を改正するというやり方もあると思います。選択肢としては。

(委員)

子供たちに大人が声をかけたらいけないようなものにするのか。声かけのメッセージを含んだ形で広報内容が変わっていくのか、それとも、今までの活動はいかしつつ子どもを守るというメッセージなのかどうか。

(委員)

心配するのは、予算という面もあるが、単に条例化して終わりにならないか。

(委員)

ここでまとめたものを知事に提案をして、そして議会で揉んでもらうという流れになるので、一定整理されると思うが。

(委員)

啓発は、今の我々のテーマ「子どもと性犯罪」をきちっと整理した内容で改めて押し進めていかなければいけない。例えば認知件数は、みんなの意識が醸成されることによって、潜在化している部分が顕在化して増加する。これを効果ととらえるのかどうか。分析はかなり難しいかもわからないが、今後、検証していかなければならない。少なくとも啓発は、子どもを性犯罪から守る視点でこれから少しずつ着実に進めていく必要があると思う。

(部会長)

この辺も含めて、検証方法は条例制定後に検討する方向でどうか。報告書の内容に異議はないようであるので、この内容で、審議会の委員の皆さんにも提案する。